

自治会等事務委託基準

第1 目的

この基準は、市が自治会等に事務を委託するに当たって、委託の可否を判断し、自治会等の負担が過重とならないよう委託事務の適正をはかることを目的とする。

第2 委託する事務の範囲

① 行政連絡事務

市が行政上の目的で自治会等を通じて地域住民に対して周知徹底をはかる事務

② 調査事務

市が行政上の目的で自治会等を通じて地域内の住民又は物件を対象として調査を行う事務

③ 一般行政協力事務

市が自治会等を通じて地域住民に、上記以外の各種行政に対する協力および物品等の配布・災害救援活動等の協力を求める事務

第3 委託する事務の審査

自治会等に事務を委託しようとするときは、所管課長は当該事務に係る起案文書を市民協働課長又は地域課若しくは地域総務課長に合議しその審査を受けなければならない。

第4 審査基準

市民協働課長又は地域課若しくは地域総務課長は、前項により委託する事務について合議をうけたときは、次の各号の定めるところにより審査するものとする。

① 総括的審査事項

ア 委託の手段が適切かどうか。

イ 委託の期間の初期と終期が明示され、事務処理の日程に無理がないか。

ウ 委託する事務の内容をくわしく受託者に説明するか。

エ 手数料、謝礼等を支払う場合、自治会等事務委託料との均衡はどうか。

② 個別的審査事項

事務の分類	審査事項
行政連絡事務	ア 広報紙の利用で間に合わないか。広報紙への掲載を併せて行う場合、委託しなければならない特別な理由はあるか。 イ 事務の計画的実施によって避けられないか。 ウ 他に経済的かつ実効性を期待できる方法はないか。 エ 事務の緊急性の度合はどうか。

	<p>オ 全部の世帯に配布する必要があるのか。</p> <p>カ 全部の世帯に回覧する必要があるのか。</p> <p>キ 事務を委託した日から周知徹底までの期間は十分か。</p> <p>ク 受託者の責任範囲が明らかになっているか。</p>
調査事務	<p>ア 法令に反しないか。</p> <p>イ 事務の内容が私人委託することに問題はないか。</p> <p>ウ 市民の権利及び秘密保護に慎重な配慮があるか。</p> <p>エ 調査事務の処理に高度の知識を必要としないか。</p> <p>オ 回収の方法が適当であるか。</p>
一般行政協力事務	<p>ア 協力依頼の方法が適当であるか。</p> <p>イ 問い合わせに対し応答できる窓口を明示してあるか。</p> <p>ウ 災害救援活動又は地元協力要請等の協力事務の委託に当たって自治会等の負担が過重とならないか。</p>

第5 事務の委託日

自治会等に事務を委託する日は、毎月1日、15日の2回とする。ただし、緊急やむを得ないと市民協働課長又は地域課若しくは地域総務課長が認めた場合は、この限りでない。

第6 事務委託の承認

市民協働課長又は地域課若しくは地域総務課長は、第4の基準により審査を行い、当該事務を自治会等に委託して差し支えないと判断したときは、番号を付して承認するものとする。

第7 審査基準に適合しない事務の取り扱い

市民協働課長又は地域課若しくは地域総務課長は、委託する事務が第4の基準により審査を行った結果適当でないと判定したときは、当該事務の修正又は変更について所管課長と協議するものとする。

第8 外郭団体その他の団体が行う事務委託の審査

外郭団体その他の団体が市の組織を通じて自治会等に事務を委託するときは、自治会等と協議し合意を得た場合に限り、市は次の各号により委託の可否を審査する。

① 外郭団体の定義

本市の組織の外にあって、有形無形の援助を受け、行政の及ばない公共的な事業及び活動を補完的に行う団体をいい、法人格の有無は問わない。

② 外郭団体体判定の基準

ア 本市が出資又は出捐しているか。

イ 本市が補助金、交付金等の財政援助をあたえている。

ウ 本市の職員が、その団体の役員又は職員となっているか。

エ 本市から事業を委託されているか。

オ その他庁舎の使用等有形無形の援助をうけていないか。

③ 外郭団体の事務を市の組織を通じて自治会等へ委託するときの判定事項

外郭団体が、市の組織を通じて自治会等へ事務を委託するときは、第4の基準によるもののほか次の各号により審査するものとする。

ア 委託する事務が法令に反しないか。

イ 市の組織を通じて自治会等に事務を委託することが適正であるか。

ウ 行政目的に反しないか。

エ 住民の福祉に直接かつ密接で、普遍性を有しているか。

④ その他の団体の事務

その他の団体が、自治会等に事務を委託するときは、外郭団体の事務に準じて取り扱うものとする。

第9 実施期日

この基準は、平成30年4月1日から実施する。